一般競争入札の実施(公告)

令和6年度長崎県農林技術開発センター先行移転に伴う産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年11月22日

長崎県農林技術開発センター所長 長門 潤

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和6年度長崎県農林技術開発センター先行移転に伴う産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託

- (2) 業務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和7年3月14日限9
- (4) 履行場所 諫早市貝津町 3118
- (5) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。また、産業廃棄物税相当額は委託料に含んで計上しているので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、産業廃棄物の課税の特例を受けている施設を有しているか否かを問わず、産業廃棄物税相当額を含む見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、同条例の課税の特例の認定を受けている施設を有する者が落札した場合、落札金額の 110 分の 100 に相当する金額から産業廃棄物税相当額を減額するものとする。

また、中間施設において焼却処理を行う場合は、当該処理にかかる産業廃棄物税については、別途支払うため、今回の入札には含みません。

- イ 電送及び郵送による入札は認められないこと。
- ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令(昭和 22 年政 令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の2第1項第8号の規定により、見積を行う合がある。

2 入札参加資格

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 競争入札の参加者の資格等に関する告示(令和6年11月22日付、長崎県ホームページ掲載)に示した長崎県 農林技術開発センター先行移転に伴う産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託に係る入札の参加資格審査を 受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- (住所) 〒854-0063 諫早市貝津町3118
- (名称) 長崎県農林技術開発センター管理部門総務課
- (電話) 0957-26-3330

(提出期限) 令和6年12月4日17時00分

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

- 5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等
 - (住所) 〒854-0063 諫早市貝津町3118
 - (名称) 長崎県農林技術開発センター管理部門総務課
 - (電話) 0957-26-3330
- 6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

長崎県農林技術開発センターホームページ上に掲載する。

なお、直接交付を希望する場合は、この公告の日から令和6年12月4日までの間(県の休日を除く。)の9時から17時までに5の部局において交付する。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の日時及び場所

令和6年12月20日10時00分長崎県農林技術開発センター2階第1会議室

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を令和6年12月19日までに納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を令和6 年12月19日までに提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法 (平成11 年法律第103 号) 第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法 (平成15 年法律第112 号) 第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法 (平成15 年法律第118 号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を令和6年12月11日までに提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則 法(平成11 年法律第103 号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15 年法律

第112 号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15 年法律第118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10)入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

また、入札者(代理人を含む)の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認(確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等)による。)ができないとき。」

- (11)誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12)入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13)民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 最低制限価格 設定しない

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の 範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者 を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者 があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議を行う場合がある。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。